

2 3 鳥取県議会議員選挙投・開票速報実施要領

平成15年4月13日執行の鳥取県議会議員選挙（以下「県議選挙」という。）の投票速報及び開票速報は、次により実施するものとする。

1 通常時の速報報告（オンライン）

- (1) 各市町村からの当日有権者速報、投票速報、開票速報及び無効投票速報は、原則としてオンラインにより行うこと。
- (2) オンラインの操作方法については、「選挙速報システム（市町村システム）操作説明書」により行うこと。
- ◎ **当日有権者速報**
- (1) 当日有権者速報は、投票前日午前9時30分までに速報責任者が、県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)にオンラインにより報告すること。
- (2) 当日有権者速報のデータの入力完了したときは、送信前に入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
- ◎ **投票速報**
- (1) 投票速報は、投票当日、各投票所からの報告の集計が終わり次第、速報責任者が県委員会にオンラインにより報告すること。
- (2) 投票速報のデータ入力完了したときは、送信前に入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
- (3) 報告数には、不在者投票を含めた数字を報告すること。
- (4) 21時40分までに投票結果の報告のない市町村に対しては、県委員会事務局長の指示により、督促する場合があること。
- ◎ **開票速報**
- (1) 開票速報は、県議選挙につき、各市町村の投票の点検及び集計が終わり次第、直ちに速報責任者が県委員会にオンラインにより報告すること。
- ただし、4市の県議選挙の中間報については、21時30分から20分おきに報告すること。
- (2) 開票速報のデータ入力完了したときは、送信前に入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
- (3) 市町村における投票状況及び開票状況の公表は、県委員会に報告後、各市町村委員会において柔軟に対応するものとする。
- ◎ **訂正報**
- 報告したデータに間違いを発見した場合は、次によること。
- (1) 訂正速報を行う場合には、備考欄に訂正理由を記載して、出力した個別表の訂正箇所の該当数字の前に○印をつけ、県選管にファクシミリ送信した後、電話により訂正速報を行う旨を連絡するとともに、訂正箇所と訂正理由を報告し、指示を受けた上で、メールを送信する。
- (2) 訂正報を報告する電話は、以下の電話とする。
(0857) 26-7059, 7089
- ◎ **無効投票速報**
- (1) 無効投票速報は、県議選挙の開票速報に引き続き、県議選挙の無効投票の内訳を速報責任者が県委員会にオンラインにより報告すること。
- (2) 無効投票速報のデータ入力完了したときは、送信前に入力画面を印刷し、2人1組で入力データの確認を行うこと。
- (3) 県委員会は、無効投票速報の内容が確認された時点で待機解除の指示を出すこととし、開票速報責任者は、県委員会からの解除指示があるまでは待機し、いつでも緊急連絡が取れるようにしておくこと。
- ◎ **推定投票率速報**
- (1) 推定投票率速報は、オンラインによらず、電話聞き取りにより実施することとする。実施方法については、「鳥取県議会議員選挙推定投票率速報要領」により行うこと。
- (2) 下記の投票区において、速報現在時の投票数の報告を行うものとする。

市町村	投票区名	投票所施設名
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取西中学校
米子市	米子市第4投票区	米子市明道公民館
倉吉市	倉吉市第5投票区	西郷小学校体育館
境港市	境港市第1投票区	渡公民館
岩美町	浦富第3投票区	岩美町中央公民館
河原町	曳田投票区	八上保育所
鹿野町	鹿野町第1投票区	旧鹿野小学校体育館
日南町	日南町第8投票区	生山自治会館

2 非常時の速報報告（ファクシミリ）

機械の故障などオンラインによる報告ができない場合の報告は、次によること。

- (1) 各市町村委員会はあらかじめデータを入力していない空の帳票をオンライン不通時の報告様式として印刷しておくこととし、その際、用紙サイズをできるだけB4版に拡大しておくこと。
- (2) ファイルの作成は出来るが、オンライン送信不能の場合には、帳票を印刷してファクシミリにより報告すること。送信する用紙は、できるだけB4サイズに拡大して送信することとする。
- (3) ファイルの作成自体が出来ない場合には、予め印刷しておいた帳票に記入し、ファクシミリにより送信することとする。
- (4) ファクシミリ送信した後に、電話により送信不能を報告すること。
この際使用する電話は、訂正報のものと同じ（0857-26-7059, 7089）とする。
電話報告の際に、受信した帳票の内容について、市町村委員会と県委員会とで確認を行うこととする。

3 質疑用電話等

質疑用の電話は、次のとおりとする。

- オンラインシステムに関する質疑
（0857）26-7059, 7089
- その他管理執行に関する質疑
（0857）26-7058, 7061

市町村	投票区名	投票所施設名
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取西中学校
米子市	米子市第4投票区	米子市明道公民館
岩美町	岩美町大岩第1投票区	大谷児童館
河原町	河原町曳田投票区	八上保育所
八東町	八東町第10投票区	北山公民館
鹿野町	鹿野町第1投票区	旧鹿野小学校
大栄町	大栄町第17投票区	大谷公民館
赤碕町	赤碕町第2投票区	赤碕地区公民館
岸本町	岸本町第4投票区	岸本町中央公民館
名和町	名和町第9投票区	名和町漁村センター

- (4) 報告用のファクシミリは、以下のとおりとする

ファクシミリ番号	市町村（開票区）名
0857-22-7016	鳥取市, 国府町, 福部村, 若桜町, 羽合町, 西伯町 米子市, 郡家町, 船岡町, 智頭町, 赤碕町, 名和町 倉吉市, 八東町, 東伯町, 大山町, 日野町, 江府町
0857-22-7021	境港市, 佐治村, 気高町, 泊村, 北条町, 中山町, 日南町 用瀬町, 青谷町, 三朝町, 関金町, 岸本町, 日吉津村, 淀江町 岩美町, 河原町, 鹿野町, 東郷町, 大栄町, 会見町, 溝口町